



熊本県公報

第13236号
令和5年(2023年)
6月6日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険義務加入同意の承認（松島加入区）……………（団体支援課） 1
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（高齢者支援課） 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ ” ） 1
- くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可
 能量の変更……………（水産振興課） 2
- 道路の区域変更……………（道路保全課） 2
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（高齢者支援課） 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ ” ） 3
- 種畜証明書書換交付に伴う公示……………（畜産課） 3

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（建築課） 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（ ” ） 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（ ” ） 3
- 第2期熊本県自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務
 委託に係る随意契約の相手方の決定……………（デジタル戦略推進課） 4
- 道路の位置の指定……………（建築課） 4
- 道路の位置の指定……………（ ” ） 4
- 家畜人工授精に関する講習会の開催……………（畜産課） 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………（商工振興金融課） 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（建築課） 5
- 道路の位置の指定……………（ ” ） 5

登 載 依 頼

- 球磨川堰周辺における水産動物の採捕禁止区域の設定
 ……………（内水面漁場管理委員会） 6
- 新前川堰周辺における水産動物の採捕禁止区域の設定
 ……………（ ” ） 6

告 示

熊本県告示第477号
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、松島加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。
 令和5年（2023年）6月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第478号
 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
 令和5年（2023年）6月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人 むべの里光栄	むべの里ショー トステイ合志	合志市豊岡19 00-59	令和5年 (2023 年)6月1 日	短期入所生活 介護

熊本県告示第479号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和5年（2023年）6月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人 むべの里光栄	むべの里ショー トステイ合志	合志市豊岡19 00-59	令和5年 (2023 年)6月1 日	介護予防短期 入所生活介護

熊本県告示第480号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、くろまぐろに関する令和5管理年度（令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、公表する。

令和5年（2023年）6月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

特定水産資源のくろまぐろに関する令和5管理年度における法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
熊本県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分	6.2トン	13.4トン
熊本県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分	5.6トン	6.5トン

熊本県告示第481号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年（2023年）6月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）6月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	六嘉秋津 新町線	上益城郡嘉島町大字北甘木字 八反畑 2335番地先から	前	11.2 ～ 17.3	115.2	活力創 出基盤 交付金
		同所 2334番1地先まで	後	12.2 ～ 17.3		

2 区域を変更する期日 令和5年（2023年）6月6日

熊本県告示第482号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年（2023年）6月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人郷 寿会	あさひ園みやじ 短期入所生活介 護事業所	八代市宮地町1 69番地1	令和5年 (2023 年)6月1 日	短期入所生活 介護

熊本県告示第483号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和5年（2023年）6月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人郷寿会	あさひ園みやじ短期入所生活介護事業所	八代市宮地町1 69番地1	令和5年 (2023年)6月1日	介護予防短期入所生活介護

熊本県告示第484号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年（2023年）6月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11602461701	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	阿蘇郡西原村河原大野 4332-16 一般社団法人 家畜改良事業団 熊本種雄牛センター	佐賀県武雄市山内町大字 宮野23242-2 佐賀県畜産試験場

公 告**熊本県公告第372号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）6月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字中野4393番75、同4393番76及び同4393番2584、169.01平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区下江津三丁目15番2号
株式会社熊本不動産ネット

熊本県公告第373号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）6月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字上野1418番3の一部、同1419番3及び同1420番11、871.72平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区小山五丁目30番7号
有限会社井芹工務店

熊本県公告第374号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）6月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字引水字古荘谷836番8、同837番6、同838番2、同838番3、同838番4、同838番6、同839番2、同839番4、同847番1、

同847番2、同847番3、同848番1、同848番2、同848番3、同849番、同850番、同851番、同888番2、同889番、同890番及び里道の一部

- 15, 769.94平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区上南部二丁目1-100
株式会社ハピネス

熊本県公告第375号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年(2023年)6月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 特定役務の名称及び数量
第2期熊本県自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部デジタル戦略局デジタル戦略推進課地域デジタル化推進班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年(2023年)3月31日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社Q T n e t
福岡市中央区天神一丁目12番20号
- 5 契約金額
195,330,960円(うち消費税及び地方消費税の額17,757,360円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号の規定による。

熊本県公告第376号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和5年(2023年)6月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 山鹿市鹿校通二丁目8番1号
- 2 築造者の氏名 株式会社中原不動産
- 3 道路の位置 山鹿市鹿校通二丁目467番2、同468番6及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 34.85メートル
- 6 指定年月日 令和5年(2023年)5月23日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第44号

熊本県公告第377号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和5年(2023年)6月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 八代市大村町348番地
- 2 築造者の氏名 株式会社福岡建設
- 3 道路の位置 人吉市下城本町字浜川1793番1
- 4 道路の幅員 4.10メートルから6.00メートルまで
- 5 道路の延長 34.48メートル
- 6 指定年月日 令和5年(2023年)5月24日
- 7 指定番号 熊本県指令南景建第5号

熊本県公告第378号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定による家畜人工授精に関する講習会を実施するため、熊本県家畜改良増殖法施行細則(昭和26年熊本県規則第17号)第4条第2項の規定により公告する。

令和5年(2023年)6月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 講習会の対象家畜
牛
- 2 講習会の対象者
(1) 熊本県立農業大学の生徒 10名程度
(2) 家畜人工授精業務に従事しようとする者 10名程度
- 3 講習会の開催期間
(1) 熊本県立農業大学校生
令和5年(2023年)7月24日(月)から8月9日(水)まで
(2) 一般受講生
令和5年(2023年)7月24日(月)から8月25日(金)まで
- 4 講習会の場所
熊本県立農業大学校及び熊本県農業研究センター草地畜産研究所
- 5 その他
国内における家畜伝染病発生状況等やむを得ない理由により家畜人工授精講習会を延期し又は実施しない場合がある。

熊本県公告第379号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
令和5年(2023年)6月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ八代店
八代市横手町源代1152番地
- 2 変更しようとする事項の概要
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数

(変更前)	No.1 駐車場	108台	(建物敷地内平面)
	No.2 駐車場	145台	(建物敷地内平面)
	屋上駐車場	263台	(建物屋上平面)
(変更後)	No.1 駐車場	108台	(建物敷地内平面)
	No.2 駐車場	145台	(建物敷地内平面)
- 3 変更する年月日
令和6年(2024年)1月23日
- 4 届出年月日
令和5年(2023年)5月22日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部総務部振興課
令和5年(2023年)6月6日から令和5年(2023年)10月6日まで

熊本県公告第380号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年(2023年)6月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市竹迫字南屋敷1880番1、同1881番2、同1882番1の一部、同1883番1、同1884番1、同1884番2及び同1884番3
4,740.01平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市北区武蔵ヶ丘五丁目2番1号
有限会社ナイトウコーポレーション

熊本県公告第381号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
令和5年(2023年)6月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名市中35番地5
- 2 築造者の氏名 坂崎富美健
- 3 道路の位置 菊池市大琳寺字堀ノ外79番5

- 4 道路の幅員 4.28メートルから4.36メートルまで
5 道路の延長 23.00メートル
6 指定年月日 令和5年(2023年)5月23日
7 指定番号 熊本県指令北景建第45号

登載依頼**熊本県内水面漁場管理委員会指示第221号**

水産動物の繁殖保護を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び同法第171条第4項の規定に基づき、球磨川における水産動物の採捕を次のとおり禁止する。ただし、熊本県漁業調整規則(令和2年熊本県規則第51号。以下「規則」という。)第53条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。

令和5年(2023年)6月6日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 江藤俊男

- 1 採捕禁止区域
右岸八代市麦島東町、左岸同市高下東町球磨川堰上流端から上流へ30メートル、同堰上流端から下流へ80メートルまでの区域。ただし、規則第39条の規定で定められた採捕禁止区域等と重複する区域及び期間を除く。
- 2 指示の有効期間
令和5年(2023年)6月9日から令和7年(2025年)6月8日まで

熊本県内水面漁場管理委員会指示第222号

水産動物の繁殖保護を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び同法第171条第4項の規定に基づき、球磨川水系前川における水産動物の採捕を次のとおり禁止する。ただし、熊本県漁業調整規則(令和2年熊本県規則第51号)第53条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。

令和5年(2023年)6月6日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 江藤俊男

- 1 採捕禁止区域
右岸八代市末広町、左岸同市麦島東町新前川堰上流端から上流へ30メートル、同堰上流端から下流へ80メートルまでの区域。
- 2 指示の有効期間
令和5年(2023年)6月9日から令和7年(2025年)6月8日まで